

ゼニガタアザラシ科学委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「ゼニガタアザラシ科学委員会」（以下「科学委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 環境省「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画(平成28年3月策定)に基づき、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図ることを目的として、ゼニガタアザラシによる被害防除、ゼニガタアザラシの適正な管理に必要な手法の検討及び調査等の結果に対して科学的助言を得るため、有識者による科学委員会を設置する。

(検討事項)

第3条 科学委員会においては次の事項を検討する。

- (1) ゼニガタアザラシの存続可能性の評価に関する事項
- (2) 漁業被害軽減対策に関する事項
- (3) その他、環境省「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」及び計画の見直しに関する事項

(構成)

第4条 科学委員会は、環境省から依頼された有識者を委員として構成する。

- 2 科学委員会の下に、必要に応じて、作業部会を設置する。

(運営)

第5条 科学委員会は、委員長が招集し、議事進行を行う。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、科学委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長は、自ら科学委員会に出席できない場合、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 5 科学委員会は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 科学委員会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所が務める。

(その他)

第7条 上記の定めのない事項で、科学委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

第8条 この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

- 2 この改正は、平成28年8月15日から適用する。
- 3 この改正は、平成29年6月13日から適用する。
- 4 この改正は、令和4年2月2日から適用する。